

## 【大綱1】蒲生干潟にかかる河川堤防工事の「改良土砂」問題

について質問します。

昨年1月この工事に「改良土砂」が使われている事を明らかにし、私を含め日本共産党県議団は、本会議討論や建設企業委員会の場で繰り返し厳しく危険性を訴えてきました。その中で昨年2月建設企業委員会で土木部長も「蒲生の干潟に対する環境への配慮というのは細心の注意を払いながら施工していかなければならない」と答弁していました。

①ところが、新たな工事箇所にも「改良土砂」を使う事が先日2月16日、明らかになりました。「最大限配慮すると言っておきながら蒲生干潟近くの工事に、再び改良土砂を使用する」。憤りを禁じえません。知事はどのように考えていますか？伺います。

②「改良土砂」は、大量に使用された改良材のセメントが強アルカリ性のため、干潟環境に生息する希少な底生動物類には脅威となります。重金属等の汚染物質が生成・漏出される懸念もあります。七北田川護岸等災害復旧工事に「改良土砂はもう使わない」と明言して下さい。いかがですか？

## 【大綱2】石炭火力発電所・輸入木質バイオマス発電所問題

について伺います。石炭10割の火力発電所「仙台パワーステーション」の本格稼働に続き、石炭7割と輸入木材3割混焼の新・高松発電所、輸入木材やヤシ殻を焼却して発電するレノバ社、合計3基の火力発電所が仙台新港周辺に林立しようとしています。「つくられた電気は東京へ、モウケは関西へ。汚染は被災地へ」という構図に多くの県民が不安や疑念を抱いています。

「仙台港の石炭火力発電所建設問題を考える会」は、これまで宮城県・仙台市・塩釜市・名取市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町の7者協議会と、仙台PSが結んだ公害防止協定書をはじめとする行政文書について情報公開請求をしました。

公開資料を提供頂き読んで驚いたのは、またもや肝心要の情報が真っ黒に塗りつぶされていた事です。例えば①7者協議会の場で七ヶ浜町が「硫酸化物の協定値が38.8m<sup>3</sup>N/h(ノーマルリュウベイ)とあるが、さらなる低減を求めることは出来ないのか？」との質問に対する県の回答は黒塗り。②その後、多賀城市が8行に渡って質問しているのも黒塗りで、それに対する県の回答6行も黒塗り。③県議会全会一致で趣旨採択がされた「県主催の公聴会の開催を求める請願」に対する考え方と対応方針、32行全て黒塗り。④大気汚染防止法に定める硫酸化物等の排出量。水質汚濁防止法で定める浮遊物質や、行程排水・雑排水の水量。騒音規制法に定める騒音レベル等について、協定細目で取り決めた測定回数や測定場所が黒塗りで隠されています。

①ただいま4つ例示した部分を黒塗りにする理由はなんですか？お答え下さい。

②公害防止協定20条には、「環境情報の公表や公開等、地域住民に対する環境コミュニケーションを積極的に推進する」事が謳われています。行政自らが黒塗りで不開示にするという姿勢は、地域住民への説明責任を果たしておらず、県民の信頼を著しく損なうものです。全面的に情報開示し、HPにも公開するべきです。お答え下さい。

③公害防止協定の中身を具体化する細目の締結は、仙台PSが本格稼働する上での必要条件であり、行政側から、測定対象の基準値を従来より下げる事や、新たな測定対象を盛り込むなどの働きかけをやれば、具体的に事業者を縛る事ができる可能性がありました。

宮城県は細目締結にあたって「踏み込んで縛りをかける立場」で働きかけたのでしょうか？伺います。

「考える会」が県に提出した2万2千余の署名は現在4万8千筆にのぼっています。原告124名弁護士12名の仙台PS操業差し止め訴訟も始まりました。県議会も市町議会も超党派の議員がこの問題を議会で取り上げ、行政の役割を發揮せよと繰り返し迫っています。知事自らが「これほど大きな社会問題になるとは思わなかった」と答弁するほど、多くの県民や全国の皆さんが不安や疑念の声をあげている石炭火力発電所について、県の対応はあまりにもお粗末で、地域住民や県民軽視、議会軽視の姿勢がここにも現れています。

④このままだと仙台新港周辺は、火力発電所だらけになってしまいます。

新・高松発電所とレノバ社の発電所では、輸入木質バイオマスが使われるとされています。そもそも木質バイオマス発電とは「地産地消で林業の再生とセットである事」が最低条件です。両事業者とも「できれば宮城県産材の林業振興に寄与したい」と口では説明するものの、県内林業者との具体的な協議が一切行われていない事が説明会で明らかになっています。他国の資源をわざわざ燃油を使い船で輸入して燃やす。その方が安上がりで電気を生み出せる。としか受け取れず問題です。これらの事業者に対しても、仮に法基準をクリアしたとしても、操業を認めて良いのかが問われています。見解を伺います。

⑤昨年11月、ドイツで国連気候変動枠組み条約、第23回目の締約国会議が開かれ、国際条約パリ協定の詳細ルール作りの作業が前進しました。この会議で、気候変動対策に逆行する国に与えられる不名誉な賞「化石賞」が、石炭火力や原発を途上国に推し進める日本に贈られる等、日本は国際社会から厳しい批判にさらされています。

私は、宮城県から「世界や未来の世代に誇れる、人と環境に優しいエネルギーのあり方」へと転換し、発信していくべきと考えます。仙台市は、全国で初めて石炭火力発電所の新規進出には自粛を求める表明をしました。宮城県も同様に自粛を求めるとともに、公害防止対策は、P.M2.5を規制対象に加える事や総量規制に寄与するよう法令上の基準よりも厳しい目標を事業者側に提起するよう知事に求めます。いかがですか？

### 【大綱3】核兵器廃絶に向けた宮城県の役割

について伺います。昨年7月7日国連で「核兵器禁止条約」が採択されました。

人類史上初の核兵器禁止条約の採択は、日本の被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同のとりくみが結実した、文字通り歴史的な快挙で、私はこれを心から歓迎します。条約はその前文で、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章・国際法・国際人道法にてらして、その違法性を明確にする太い論理がのべられています。国際社会がこうした認識に到達するうえで、「ヒバクシャ」をはじめとする「市民的良心の役割」が強調されていることは、この条約をつくりあげた力が、世界の草の根の運動にあることを示すものとして、きわめて重要です。

条約の仕上げの段階で、核兵器「使用の威嚇」禁止が新たに明記されたことは、核兵器による威嚇に依存した安全保障論である「核抑止力論」を否定したものとして、大きな意義をもつものです。これらは、核兵器に「悪の烙印」を押し、それを全面的に違法化するものとなりました。

一方日本政府が唯一の戦争被爆国の政府であるにもかかわらず、歴史的な核兵器禁止条約に背を向ける態度をとっていることは、国内外の強い失望と批判を招いています。私は草の根の運動と宮城県が協働し、できる事から積み重ね、発信していく事が必要と考え、以下を提案し質問します。

- ①宮城県内では、35全ての市町村で「非核平和自治体宣言」が表明されています。宮城県では県議会によって「核実験の禁止及び核兵器の廃絶に関する決議」が1998年6月30日付であがっています。宮城県行政としても「非核平和自治体宣言」を表明し、県庁舎など目立つ所に横断幕を掲げるなど内外にアピールして頂けませんか？うかがいます。
- ②次世代への継承も大事な観点です。宮城県として原爆被害者の活動を支え協働し、県自身として「被爆者の訴えを次世代が学ぶ機会」を作り、記録・継続を施し、後世に伝えていく「主体者」となって頂きたいと考えます。いかがでしょうか？併せて市町村が行っている広島・長崎へ子ども達を平和大使として派遣するなどの取り組みを財政面含め応援して下さい。見解を伺います。
- ③被爆二世の健康診断は、項目が少ないため、受診率が極端に低いのが現状です。この一方、東京都・神奈川県・大阪府吹田市や摂津市は、被爆二世に独自の手帳を交付し、特定の病気を治療した場合の医療費助成を行っています。宮城県でも被爆二世手帳の交付実施を求めます。また検診項目の充実や受診率向上をはかる事を求めます。あわせてお答え下さい。
- ④昨年は村井知事もヒバクシャ国際署名に署名されました。また、宮城県原爆死没者追悼平和記念式典でも、知事のメッセージが代読されました。今年の追悼式典は7月16日の開催となります。知事ご自身の参列を求めます。いかがですか？

## 【大綱4】広域防災拠点に伴う、JR貨物駅移転問題

について伺います。

新年度予算には広域防災拠点整備に公共補償など30億円余の予算が計上されています。私どもは、この間の論戦を通じて、宮城野原選定の不透明さ、長町利府線断層帯の直近に整備することの問題点、国の指針とも整合性が無いことなど、災害時にほんとうに機能するのか不明・疑問な点があることを指摘してきました。

一方、JR貨物駅移転だけは粛々と強行されており、岩切・燕沢および周辺住民の生活環境にかかって交通渋滞・水害問題をはじめ、騒音・振動・粉塵・排気ガス問題などは未解決のままです。

1月23・24・25日、岩切・燕沢・田子各地域で開催された住民説明会には約150人が詰めかけました。初めて説明会に参加した町内会長や役員のみなさんからは、「これほど広範囲の住民に影響のある事業について、地域を代表する我々にはただの一度も説明がなかった。今回の説明を受けただけで住民合意が得られたなどとはけっして言わせない」との声が次々にあがりました。この説明会后、14の町内会連名で2月20日、村井知事あてに「仙台貨物ターミナル駅移転に関する要望書」が提出されました。今日はこの「要望書」に沿って、水害対策および道路渋滞対策に絞って以下お聞きします。

①水害問題とその対策についてまず伺います。

移転地域は水害常襲地帯です。最近も2015年9月の台風18号、2016年9月の台風13号と低気圧、2017年10月の台風21号による大雨などで床上浸水など深刻な被害が繰り返されています。貨物駅移転に伴って雨水調整機能の低下がさらに懸念され、新しくつくられる調整池だけで水害が減少するとは思われません。14町内会の要望では、①小鶴雨水ポンプ場の早期整備②雨水排水は境堀ではなく高野川へ放流すること、③境堀と田子集水路の交差部分と境堀の低い場所の改修④仙石西公園から仙石集会所と境堀の境界に浸水防止壁を50cm以上の高さで新設をというものです。県の責任で仙台市と協議し実行を求めるものですが、いかがでしょうか。

②次に交通渋滞問題への対策について伺います。

国土交通省や運輸局含む宮城県渋滞対策連絡協議会の調査で、交通渋滞がひどい箇所が移転地域周辺で3箇所が選定されています。いまでも渋滞が酷いこの場所に移転に伴うトラック等の通行が一日当たり1750台も増加します。さらなる渋滞悪化、また交通事故や騒音悪化が懸念されています。

周辺町内会からは、①直接利府街道に向かえるようにトラックの出入り場所を変えること②騒音・振動・排気ガスをこれ以上悪化させないこと③交通渋滞が今よりひどくならないための対策を講ずることが要望されています。これらの要望に真剣に向き合い、関係者との協議で誠実に対応するのが貨物駅移転の原因を生み出した宮城県の責任だと考えます。見解を伺います。

## 【大綱5】教職員の多忙化問題

について、うかがいます。

23 日中嶋廉県議の代表質問に対し教育長は、「多忙化の主な要因は、小学校では校務処理と保護者対応、中学校では部活動や課外活動、校務処理にあり、引き続き改善をはかっていく」と述べられました。それは当然の事です。しかし教員多忙化の大きな要因のひとつに授業時間数の増加があることには触れられていません。

10年前と比べて小学校1年生は782から850コマに(68純増)。小学校4～6年生は945から980コマへ(35純増)と増えています。だからこそ教員の増員が求められているのです。ところが、肝心かなめの教員増員と少人数学級については、相変わらず「重要性は認めるが、国が一律にやるべきことであり、国に求めていく。県独自には厳しい財政のために無理である」と、旧態依然の答弁を繰り返されました。

①そこで知事にうかがいます。知事は、選挙の政策集で少人数学級に初めて言及されました。あれを素直に読めば、知事が心を入れ替えて「少人数学級に踏み出すんだなあ」と受けとめた県民は少なくないと思います。なぜ新年度予算には反映しなかったのですか？伺います。

②「きびしい財政だから」というのも腑に落ちません。今年度から仙台市の教職員の給与は、県費から外れました。教職員の約半数を占める仙台市が「来年度中学2年生で、再来年度は中学3年生も35人以下学級にする」と決断したことは、画期的なことです。仙台市では、来年度、教室を30、教員を44名増やす計画で、そのための予算、3億802万円が計上されています。仙台市にできて宮城県にできないはずはありません。仙台市以外の中学2年生で1学級35人以下にするのに、いったいいくらかかるのですか。お示してください。

③「教育にお金がかかる」、「教育にお金をかける」これは、当たり前のことです。

現に宮城県も、県立の中学校では、仙台二華も古川黎明も35人以下学級をやっているではありませんか。突如登場したバカロレアでは、25人程度とのことです。学校は、学力向上やグローバルな教育だけを目的とするところではありません。

不登校が飛びぬけて高い宮城県は発達障害や愛着障害が疑われる子どもたちも増えています。保護者も長時間・過密労働や貧困の連鎖から抜け出せず、「余裕」がなく困っている家庭が年々増えているという実感は、多くの学校関係者から耳にするようになりました。

一人ひとりすべての子どもたちの成長を保障するために必要な教員の増員にこそお金をかけるべきです。知事の決断にかかっています。お答えください。

④教員は、通常の授業以外にも朝の登校指導、給食指導、部活動、授業準備のための時間外労働の他に、土日にも地域の運動会等のお手伝いや行事への引率など様々な仕事を行なっています。いわゆる残業代はなく、ほぼタダ働きです。こうした中で苦しみ、病気になったり、休職や退職を余儀なくされる事例も少なからず生まれています。間近で子ども達を取り巻く様々な実態に触れる教員や学校の皆さんは、精一杯の援助をしています。「困ってる現場」は、人手と余裕を求めています。知事や教育長は、教員が置かれている状況にしっかり向き合い、寄りそって抜本的な改善に取り組むべきです。その上で、国にも繰り返し物を言うべきです。いかがですか。

**次に小学校英語の教科化問題についてうかがいます。**

昨年の学習指導要領の改訂で来年度以降、小学校3年生から「外国語活動」としての英語教育早期化がはじまり、これまで「外国語活動」だった小学校5・6年生は英語が「教科」として位置づけられることになりました。

- ⑤ 小学校英語教育の早期化と教科化をめぐることは、現場から不安と懸念の声があがっています。これまでの小学校5・6年生の「外国語活動」は「英語にふれる、慣れる、親しむ」ことが目的でした。これが教科化されることによって、子ども達は英単語 600～700 語覚えることが求められ、成績をつけられることとなります。このことにより、「英語嫌いが増えるんじゃないか」「教員の責任も負担も重くなる」という不安です。

また、小学校3年生は、今でも習字やリコーダー、理科の観察や実験、社会の総合学習、算数の割り算など初めて習うものが多く、漢字も2年生と比べると格段と多くなります。ここに外国語活動が加わったら、「宮城では3年生からは40人学級になるので、わからない子、ついていけない子が増えていくのではないか」という不安です。こうした現場の声にどうお答えになりますか。伺います。

- ⑥ 小学校教員の中で英語の免許を持っている教員は8%です。圧倒的に足りません。県教育委員会は、各学校から一人を美田園の総合教育センターで研修を受けてもらい、その先生がそれぞれの学校で担任の先生達に伝達するとしています。しかし、これもまた学校現場に新たな負担をしいることになるのではないのでしょうか。教科化するというのなら、全ての学校に英語専任教員の配置を行うべきではありませんか。いかがでしょうか。

- ⑦ 現在は5・6年生で行われている「週1コマの外国語活動」が「週2コマの教科」になるわけですから、授業時間が週1コマ増えることとなります。移行期間の2年間は、総合学習の時間などを活用し授業時間は増やさないとのことですが、本格実施となった途端、授業時間が純増します。教科化によるプレッシャーだけでなく、時間的にも子どもたちの負担が大きくなります。

文科省は、授業時間の確保について「柔軟な対応をしても良い」と言っているようですが、既存の授業を減らすわけではないので、その内容は例えば、「始業時間前や昼休み時間を15分ずつ削って3日間で45分確保」などで子ども達の負担が大きくなる実態は変わりません。教師の働き方改革にも逆行するものです。どうするつもりなのか、見解をうかがいます。

日本共産党は拙速な英語教科化や早期化そのものの見直しを求めています。最低でもカリキュラムと授業時間の見直し、英語専科教員の抜本増員について、現場の声と実態に基づき、県教委から文科省に強く要請することを求めます。お答えください。

以上、壇上からの質問とします。